三　特定徴収金の収納を行つた法第七百四十七条の五の二第三項に規定する特定金融機関等（第三十一条の五第四号及び第三十一条の六第四号において「特定金融機関等」という。）の名称その他の収納を行つた者を識別するための事項
四　特定徴収金の税目（税目を識別するための符号その他の事項を含む。）及び金額
五　前条に規定する符号
六　その他参考となるべき事項
2　政令第五十七条の五第二項に規定する機構が収納した特定徴収金については、同項に規定する地方団体の会計管理者又は地方自治法施行令第百六十八条第六項に規定する当該地方団体の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関のうち地方団体が指定したものに払い込むものとする。
3　政令第五十七条の五第二項に規定する通知及び払込みは、特定徴収金及び特定徴収金に関する情報の取扱いにおける安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従つて行うものとする。
（法第七百四十七条の五の二第二項の総務省令で定める方法）
第二十四条の四十三　法第七百四十七条の五の二第二項に規定する総務省令で定める方法は、機構の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、地方団体の徴収金の納付若しくは納入の手続に利用することができる入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを使用して地方団体の徴収金の納付又は納入に関する書類に記載すべきこととされている事項を機構の使用に係る電子計算機に送信した上で、機構から得た個々の納付又は納入を識別するために当該事項に基づき機構が割り当てる符号を用いて納付し、又は納入する方法とする。
2　前項の方法により地方団体の徴収金の納付又は納入を行おうとする者のうち、地方団体の徴収金の納付若しくは納入の手続に利用することができる入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するもののみを使用して地方団体の徴収金の納付又は納入の手続を行おうとするものは、次に掲げる事項をあらかじめ機構に届け出なければならない。
一　氏名、住所又は居所
二　地方団体の徴収金の納付又は納入の手続に利用する預金口座又は貯金口座のある金融機関の名称並びに当該口座の種別及び口座番号
三　その他参考となるべき事項
（法第七百四十七条の五の二第三項の総務省令で定める基準）
第二十四条の四十四　法第七百四十七条の五の二第三項に規定する総務省令で定める基準は、地方団体の徴収金の収納の事務を行うための総務大臣が定める役務を提供することができることとする。
（政令第五十七条の五の三第三項の特定徴収金に関する事項）
第二十四条の四十五　政令第五十七条の五の三第三項に規定する特定徴収金に関する事項で総務省令で定めるものは、第二十四条の四十二第一項第二号から第六号までに規定する事項とする。
第三十一条の次に次の十条を加える。
（機構が処理することとされている事務）
第三十一条の二　国税通則法第七十四条の十二第六項の規定による閲覧及び提供（地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う場合に限る。）については、機構は、当該経由に関する事務を処理することとする。
（法第七百八十三条第二項の総務省令で定める事項）
第三十一条の三　法第七百八十三条第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第七百八十二条第一号に掲げる機構処理税務事務（法第七百六十二条第二号に規定する機構処理税務事務をいう。次条第一項において同じ。）に関する事項
二　法第七百八十二条第二号に掲げる教育及び研修に関する事項
三　法第七百八十二条第三号に掲げる調査研究に関する事項
四　法第七百八十二条第四号に掲げる広報その他の啓発活動に関する事項
五　法第七百八十二条第五号に掲げる開発及び運用に関する事項
六　法第七百八十二条第六号に掲げる事務の受託に関する事項
七　法第七百八十二条第七号に掲げる情報の提供その他の支援に関する事項
八　その他機構の業務の執行に関して必要な事項
（法第七百八十五条第一項の機構処理税務事務の実施に関し総務省令で定める事項）
第三十一条の四　法第七百八十五条第一項に規定する機構処理税務事務の実施に関し総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　機構処理税務事務の適正な実施に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項
二　機構処理税務事務の実施に係る事務を統括管理する者に関する事項
三　機構処理税務情報（法第七百六十二条第三号に規定する機構処理税務情報をいう。次号において同じ。）の消去を適切に実施するための必要な措置に関する事項
四　機構処理税務情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するための措置に関する事項
五　機構処理税務事務に関する帳簿、書類、資料及び電磁的記録媒体（法第七百六十二条第一号ロに規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。）の保存に関する事項
六　機構処理税務事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
七　機構処理税務事務の実施に係る電子計算機及び端末装置を設置する場所の入出場の管理その他これらの施設への不正なアクセスを予防するための措置に関する事項
八　機構処理税務事務の実施に係る電子計算機及び端末装置が不正に操作された疑いがある場合における調査その他不正な操作に対する必要な措置に関する事項
九　機構処理税務事務の実施に係る監査に関する事項
十　前各号に掲げるもののほか、機構処理税務事務の適切な実施を図るための必要な措置に関する事項
2　機構は、法第七百八十五条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に同項に規定する機構処理事務管理規程を添えて総務大臣に提出しなければならない。
3　機構は、法第七百八十五条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
一　変更しようとする事項
二　変更しようとする年月日
三　変更の理由
（帳簿の記載事項）
第三十一条の五　法第七百八十九条に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　機構を経由して行つている地方税関係申告等（法第七百六十二条第一号イに掲げる通知をいう。次条第一号において同じ。）及び地方税関係通知（法第七百六十二条第一号ロに掲げる通知をいう。次条第一号において同じ。）の状況に関する記録
二　地方税関係手続用電子情報処理組織の運用状況に関する記録
三　法第七百四十七条の五の二第一項の規定に基づき行つている特定徴収金の収納の事務の状況に関する記録
四　法第七百四十七条の五の二第三項の規定に基づき行つている特定徴収金の収納の事務の特定金融機関等への委託に関する記録
（機構における機構処理税務事務の実施状況についての報告書の作成及び公表）
第三十一条の六　法第七百九十条の規定による報告書の作成は、次に掲げる事項について報告書を作成することにより行うものとする。
一　機構を経由して行つている地方税関係申告等及び地方税関係通知の状況に関する記録
二　地方税関係手続用電子情報処理組織の運用状況に関する記録